

## 帰還困難区域における除染に関する経緯と検討課題

川崎 興太<sup>1\*</sup>

【要 約】 本研究は、帰還困難区域の除染と避難指示解除に関する政策の経緯について整理し、帰還困難区域の面積と人口・世帯数と拠点区域における除染等の進捗状況について整理した上で、帰還困難区域が指定されている7市町村に対するアンケート調査やヒアリング調査の結果に基づいて帰還困難区域における除染に関する市町村の認識を分析することによって、帰還困難区域における除染に関する経緯を明らかにするとともに今後の検討課題を提示することを目的とするものである。本研究では、市町村に対するアンケート調査等の結果を踏まえ、拠点区域における除染に関する検討課題として、森林や河川・水路等の除染の実施とフォローアップ除染・再除染の実施、拠点区域外における除染に関する検討課題として、帰還意向のない住民の土地・建物に関する除染等の取り扱い、既存制度の枠組みから外れる土地の取り扱いを提示した。

キーワード：帰還困難区域、除染、避難指示解除、市町村、福島

---

2022年1月28日受付 2022年3月28日受理

<sup>†1</sup>放射性物質汚染対処特別措置法の正式名称は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」である。

\*Corresponding author: E-mail: kawasaki@sss.fukushima-u.ac.jp

<sup>1</sup> 福島大学共生システム理工学類 (〒960-1296 福島県福島市金谷川1)